

# 職員の給与に関する勧告



## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

## 1 改定の内容

### (1) 昇給制度について

55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の昇給について、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第5条第4項、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第6条第4項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第6条第4項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うこととし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

### (2) 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

## 2 改定の実施時期

1の改定について、(1)は平成25年1月1日から、(2)は平成25年4月1日から実施すること。

